

令和7年度与論町単独農地災害復旧事業補助について

令和6年11月に発生いたしました豪雨災害に伴い、被災農地における復旧事業の補助制度を今年度も受付いたします。申請を御希望される方は、認印（シャチハタ不可）をご持参の上、役場耕地課にて申請いただきますようお願いいたします。詳しくは役場耕地課までお問い合わせください。
※申請書については、耕地課窓口またはホームページからもダウンロードできます。

□必要書類

- ①申請書 ②見積書 ③被災箇所の写真 ④復旧規模・工法の分かる図面（手書き程度で可）
⑤認印（シャチハタ不可）

□事業内容

対象施設：令和6年11月豪雨災害の農地における被災箇所（現況が農地であること）

対象内容：表土の埋没・流出や、のり面崩壊等に伴う復旧

補助率等：事業費については3万円以上を対象とし、対象経費の9/10以内で助成します。
(ただし、補助金の上限は40万以内)

□受付期間 令和7年6月2日(月)～令和7年9月30日(火)

上記期間内に補助金の交付決定を受けてから着手し、令和8年2月27日(金)までに完了報告をしてください。

※予算の都合上、補助を打ち切らせていただく可能性がございます。

【注意事項】

- ・申請者が農地所有者と異なる場合には、所有者の了承を得たうえで申請してください。
- ・業者との調整や見積、発注は申請者ご自身で行ってください。
- ・原形復旧及び予防保全に最低限必要な復旧に限ります。
(農地そのものの復旧になりますので、畝たてやビニールハウスの復旧などは対象外です。)
- ・申請の際は、耕地課にて説明を受け、ご理解のうえで申請をお願いします。
- ・1度申請をされている土地は申請できません。
- ・水路の埋没や道路敷ののり面等については、町や多面的組織にて対応が出来る場合もございますので、ご一報くださいますようお願いします。
- ・土地の境界が不明な場合は、役場農業委員会で航空写真を確認(印刷は有料)するか MAPPLE 法務局地図のサイトなどを参考にされてください。

法務局地図 URL 及び 2次元コード

<https://labs.mapple.com/mapplexml.html>



【お申し込み・お問い合わせ先】
役場耕地課 97-3132